

箕面市都市計画公聴会規則をここに公布する。

令和七年七月二十二日

箕面市長 原 田 亮

箕面市規則第四十四号

箕面市都市計画公聴会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により開催する公聴会（以下「公聴会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（公聴会の開催）

第二条 市長は、都市計画の案を作成しようとする場合において、広く住民の意見を反映させる必要があると認めるときは、公聴会を開催することができる。

（開催の告示等）

第三条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催を予定する日の二十日前までに、次に掲げる事項を告示するものとする。

一 作成しようとする都市計画の案（以下「都市計画面案」という。）の名称及び種類

二 都市計画面案の概要

三 都市計画面案の閲覧場所

四 公聴会の開催を予定する日時及び場所

五 第五条第一項の公述申出書の提出期限及び提出先

六 公聴会の傍聴に関し必要な事項

七 前各号に掲げるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項

2 市長は、前項の規定による告示のほか、公聴会の開催について周知す

るため必要があると認めるときは、説明会の開催、箕面市広報及び市ホームページへの掲載その他の適切な措置を講ずるものとする。

（公述ができる要件）

第四条 公聴会に出席して意見を述べること（以下「公述」という。）ができる者は、本市に住所を有する者、都市計画案について利害関係を有する者（以下「利害関係人」という。）その他市長が特に公述の必要があると認める者とする。

（公述の申出等）

第五条 公述をしようとする者は、第三条第一項第五号の提出期限までに、次に掲げる事項を記載した公述申出書（様式第一号）により、市長に申し出なければならない。

一 都市計画案の名称及び種類

二 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公述をしようとする者の氏名）並びに連絡先

三 利害関係人にあつては、利害関係の内容

四 意見の要旨

2 市長は、前項の公述申出書を提出した者（以下「公述申出人」という。）が前条の要件に該当しないと認めるときは、その旨を当該公述申出人に通知しなければならない。

3 市長は、第一項の公述申出書に都市計画案に関する意見以外の事項が記載されていると認めるときは、その旨及び当該事項が記載されている部分を当該公述申出人に通知しなければならない。

（公述人の選定）

第六条 市長は、公述申出人で意見の趣旨を同じくする者が多数あるとき

その他公聴会の円滑な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、あらかじめ公述を行う者（以下「公述人」という。）を選定することができる。

2 前項の規定による公述人の選定は、公平かつ適正に行わなければならない。

3 市長は、第一項の規定による選定の結果、公述をすることができない公述申出人にその旨を通知しなければならない。

（公聴会の中止）

第七条 市長は、第五条第一項の公述申出書の提出がないときは、公聴会の開催を中止することができる。この場合において、市長は、公聴会の開催を予定する日の二日前までに、その旨を市ホームページに掲載する方法により周知するものとする。

（公述時間）

第八条 公述人が公述をすることができる時間（以下「公述時間」という。）は、一人につき二十分以内とする。

2 市長は、公述人が多数あるときその他公聴会の円滑な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、あらかじめ公述時間を制限することができる。

3 市長は、前項の規定により公述時間を制限したときは、その旨を当該公述人に通知しなければならない。

（公聴会の議長）

第九条 公聴会の議長（以下「議長」という。）は、市の職員のうちから市長が指名する。

（公聴会の傍聴）

第十条 公聴会を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会場

の都合により市長が定める。

- 2 傍聴人は、公聴会において発言することができない。

（公述人の公述等）

- 第十一条 公述人が公述をしようとするときは、議長の指名又は許可を受けなければならない。

- 2 公述人は、第五条第一項の公述申出書（同条第三項の規定により通知を受けた部分を除く。）に準拠して公述をしなければならない。

- 3 議長は、公述が公述時間を超えたとき、公述人が前項の規定に違反したとき、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずる等の適切な措置を講ずることができる。

- 4 公述人は、あらかじめ市長の承認を得たときは、文書で意見を提示し、又は代理人に意見を述べさせることをもって公述に代えることができる。

（質疑）

- 第十二条 議長は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、議長に対して質疑をすることができない。

（公聴会の秩序維持）

- 第十三条 公聴会の会場においては、何人も議長の指示に従わなければならない。

- 2 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させる等の適切な措置を講ずることができる。

（公聴会の延期）

- 第十四条 市長は、災害その他やむを得ない理由により、第三条の規定により告示等をした日時に公聴会を開催することができないときは、当該公聴会の開催を延期することができる。

2 市長は、前項の規定により公聴会の開催を延期しようとするときは、その旨を速やかに公述人に通知するとともに、延期後の公聴会の開催を予定する日の七日前までに、当該公聴会の開催を予定する日時及び場所を告示するものとする。

（記録の作成）

第十五条 議長は、公聴会を開催したときは、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

- 一 都市計画案の名称及び種類
- 二 都市計画案の概要
- 三 公聴会を開催した日時及び場所
- 四 出席した公述人の氏名及び住所
- 五 公述人が公述した内容
- 六 前各号に掲げるもののほか、公聴会の経過に関する事項

（委任）

第十六条 この規則に定めるもののほか、公聴会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。